

令和元年10月1日以降の京都市地域体育館に係る利用料金について

○体育室

(単位:円)

区分		単位	利用料(円)		
			山科・桂川・伏見北堀 醍醐・右京 【大体育館】	中京・久世・伏見東部 【小体育館】	
平日	全面利用	1時間	1,570	830	
	部分利用		2分の1面	830	
			4分の1面	410	
土日祝日	全面利用	1時間	1,880	940	
	部分利用		2分の1面	940	
			4分の1面	520	

○トレーニングルーム

(単位:円)

区分	単位	使用料(円)
営業時間内 (朝9時～夜9時まで。受け付けは夜8時まで) ※山科・伏見北堀公園地域体育館のみ。	1人につき 1回	310

○会議室・研修室

(単位:円)

区分	単位	利用料(円)	
		山科・桂川・ 醍醐・右京 【大体育館】 ※伏見北堀は無し	中京・久世・伏見東部 【小体育館】
1区画	1時間	520	

○付属設備

(単位:円)

区分		単位	利用料(円)	
			山科・桂川・伏見北堀 醍醐・右京 【大体育館】	中京・久世・伏見東部 【小体育館】
有料ロッカー※1		1個1回につき 1日	100	
温水シャワー※1		1個につき 1回	100	
放送設備	1式につき 1時間		410	210
卓球台			200	100
ニュースポーツ用具			200	100
支柱及びネット	バドミントン	1組につき 1時間	200	100
	バレーボール		410	210
	テニス用		620	
バスケット用ゴール※2		1個につき1時間	310	160
補助いす		1脚につき1回	100	50
長机		1脚につき1回	200	100

※1 有料ロッカー・温水シャワー設備は山科・桂川・伏見北堀・醍醐・右京の5館のみ。

※2 バスケットゴールは1個(半対)につき大体育館1時間310円、小体育館160円。

※3 なお、上記一覧に表記の無い料金については、条例・規則に準ずることとする。

令和元年10月1日以降の京都市運動公園に係る利用料金について

○テニスコート

(単位:円)

施設名	面数	施設使用料 (1面1時間につき)		夜間照明設備 使用料 (1面1時間につき)
		平日	土・日・祝日	
小畑川中央公園	12	1,670	2,090	310
勧修寺公園	4			

○野球場・野球場兼運動場

(単位:円)

種別	施設名	面数	施設使用料 (1面1時間につき)		夜間照明設備 使用料 (1面1時間につき)
			平日	土・日・祝日	
野球場	東野公園(※1)	1	1,670	2,720	/
	牛ヶ瀬公園(※1)	1			
	伏見桃山城運動公園野球場	1	2,090	3,450	
野球場 兼 運動場	朱雀公園	2	1,670	2,720	
	勧修寺公園	2			
	小畑川中央公園	1			
野球場 兼 運動場	伏見公園	1	1,670	2,720	/
	伏見桃山城運動公園多目的 (※2)	2			
	伏見桃山城運動公園多目的 (※3)	1	310	520	

(※1) 野球場の東野公園、牛ヶ瀬公園は、少年野球・ソフトボール専用です。

(※2) 野球場兼運動場の伏見桃山城運動公園について、サッカーなどで使用の際は、1面となります。

(※3) 飛球対策での使用に限る。

○伏見桃山城運動公園野球場

(単位:円)

区分	利用単位	単位時間	利用料金
更衣室	1室	1日	710
役員室	1室	1日	1,520
放送室	1室	1時間	1,010(1日4,070円を上限とする)
スコア ボード	1式	1時間	200

※スコアボードは、仕様上、放送室とセットとする

※なお、上記一覧に表記の無い料金については、条例・規則に準ずることとする。